

AI・IT時代の法規制のあり方 をめぐる共同研究

ビジネスサイエンス系

教授 木村 真生子ほか

情報技術・人工知能技術の進展が新たなビジネスを生み出す中で、法的なリスクが顕在化し始めている。技術の進展を阻害することなく安心・安全で透明性の高いルールを構築しなければならない。

これまでの研究成果の一部



『ロボット・AIと法』は、人工知能の進展により社会に起こる変化を見据え、現在生じつつある問題から近未来に起きうる問題までを視野に入れ、法学からの知見を提示した書。(有斐閣HPより)

第6章 AIと契約 (木村真生子)

《問題の所在》

・アルゴリズム取引は、人間の関与なく、コンピューター同士の通信によって行われている。この現象は、果たして民法上の「契約」と捉えることができるのか。

・コンピューター(機械)は契約の主体になれるのか、なれない場合でも、「代理人」という位置づけができるのか。

『ロボット・AIと法』
弥永 真生 (筑波大学教授)、
矢野 常寿 (東京大学教授)編
(有斐閣, 2018年04月発売)

日本ディープラーニング協会
(JDLA) 推薦図書

《結論》

・契約締結時に人の関与がなくても、コンピューターの行為はすべて人の意図に結びつけることができ、道具を扱う人の意思を前提に契約の効果帰属を考える。

・コンピューターは、たとえ自律的なAIになったとしても、人の「道具」にすぎない。人が「道具」を扱う際の注意義務の問題に帰着する。

第8章 ロボットによる手術と法的責任(弥永真生)

・手術支援ロボットを使用した手術による被害者は、手術をした医療従事者だけでなく、ロボット製造業者(不法行為責任)やロボット販売者(消費者契約法に基づく責任)に対しても、損害賠償責任を求めることができる。

・インフォームド・コンセントの重要性
(今後、ロボットを利用しない手術を行う場合に、患者に対して説明責任が生ずる可能性がある)

・手術支援ロボット利用者に対する免許制度の導入可能性(欧州議会による提言を参考に)

・患者の損害に備えた保険・補償制度の可能性

AI・IT時代を統制する法規制の課題

【課題へのアプローチ】

1. AI・IT時代における法的諸課題の制度論や政策提言に向けた法領域横断的な検討
2. 複合的な法分野にまたがる未解決課題に焦点を当てる
3. 経営・法務の一体化の可能性を視野に

⇒ 経営システム科学専攻との共同研究の推進

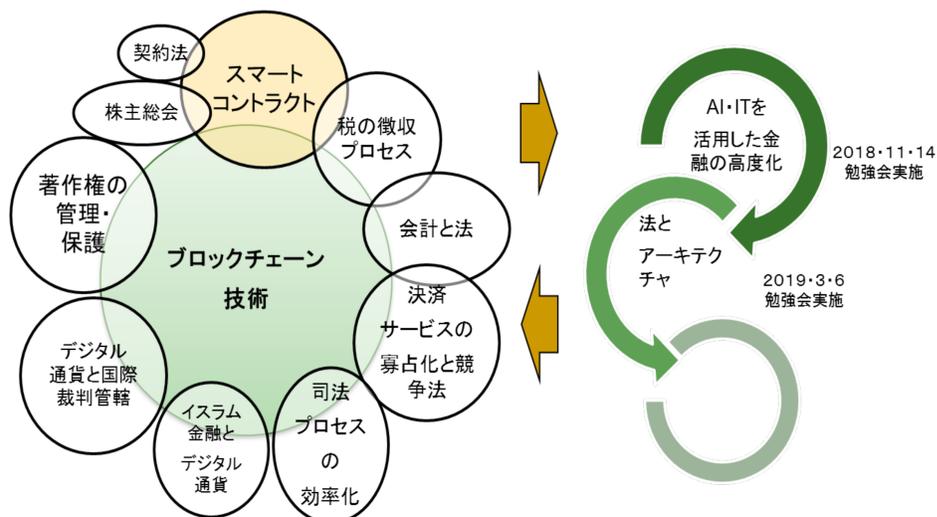


【企業法学グループの研究体制】

AI・IT技術の健全な発展のために、根源的・全体的な課題と個別的課題に同時に取り組む

【個別の法課題: ブロックチェーンを例に】

【根源的・全体的な課題】



Advantages

各研究者がそれぞれの専門分野の課題に取り組みながら、企業法学グループ全体で個別問題の背後に潜む全体的な法律問題について意見を交わすことで、AI・IT社会における法規制の統一的な指針を構想することができる。

連絡先 ①研究内容: 木村真生子
kimura.makiko.fe@u.tsukuba.ac.jp

②産学連携: 山下清司
yamashita.seiji.fu@un.tsukuba.ac.jp

③事務局: 産学連携企画課
tlo@ilc.Tsukuba.ac.jp